河川財団 News

河川財団ニュース
Newsletter
from
The River Foundation

No. 50

平成 29 年
7 月発行

特 集

調査研究成果の普及への取組

- 河川財団研究発表会 2017-

コノ人に聞く

体で川と向き合うようになった行政マン

レスキュー３ジャパン　上級インストラクター
藤原 尚雄

川に親しみ、健康増進に貢献するための取組

公益財団法人
河川財団

Contents

03 コノ人に聞く
体で川と向き合うようになった行政マン
レスキュー３ジャパン　上級インストラクター　藤原 尚雄

特集

04 調査研究成果の普及への取組
- 河川財団研究発表会 2017-

06 01　河川の安全利用　安全な川の活動に向けて
No More 水難事故 2017

08 02　戦略的な河川管理　新しい堤防植生管理技術
堤防管理からみた堤防植生の新技術
堤防植生タイプ区分調査の提案

10 03　戦略的な河川管理　新しい堤防植生管理技術
新しい堤防植生管理技術 I
利根川下流を事例として

12 04　戦略的な河川管理　新しい堤防植生管理技術
新しい堤防植生管理技術 II
近畿地方整備局管内を事例として

14 05　戦略的な河川管理　堤防点検の高度化
点検評価結果の現状と今後の展開

16 06　戦略的な河川管理　堤防点検の高度化
レーザー計測による新しい堤防点検の可能性

18 河川健康公園の取組
川に親しみ、健康増進に貢献するための取組

22 お知らせ
名古屋事務所 研究発表会　及び　近畿事務所 研究発表会
河川基金発表会（平成 29 年度「川づくり団体全国事例発表会」及び「河川教育研究交流会」の開催）

23 優秀業務・優秀技術者表彰
ご寄付の御礼

24 ご寄付のお願い
河川財団が「紺綬褒章」公益団体として、内閣府より認定

河川財団
No. 50　News

表紙写真
「公益財団法人河川財団主催平成 29 年度 RAC 及び NEAL リーダー養成講習会」における川の安全講習

コノ人に聞く！

体で川と向き合うようになった行政マン

レスキュー３ジャパン　上級インストラクター
藤原　尚雄

大阪の南部沿岸地帯、いわゆる泉州と呼ばれる地域で幼少時代を過ごした。海岸線から約１キロ内陸に上がった畑や田んぼが広がる小さな住宅地に住んでいたが、そこには小さな川が流れていた。

清流でもなんでもなく、汚く濁った流れにゴミが浮き、両岸が護岸されたいわゆるどぶ川だった。子供たちには「川」だったが、大人たちは誰もが「溝」と認識していただろう水路だった。

しかしこのどぶも、子供たちには秀逸な遊び場で、物心がついて以降、家庭や学校以外の記憶は、ほぼ100％この川で遊んでいた記憶だ。夏も冬も、休みの日はほぼ一日中、学校のある日は放課後のすべてを、その川で遊ぶことに費やした。なにやってたのか……。網で魚をすくったり、釣りしたり。廃材を組んだ筏を浮かべたり……。断片的にはそんな思いでもあるが、とにかく五体全部で川と遊んでいたように思う。この流れはいったいどこから来てるのかなあ？　歩いて、川の始まりまで行ってみたいなあとか、このまま筏に乗って海に出たら、そのまま淡路島まで行けるかなあとか、子供ながらに「流れ行く川のロマン」も堪能していたようだ。

このような幼少のころの原体験が災いしたのか、大人になっても川で遊びたいという呪縛から逃れることができず、社会人としての落ち着きを持ち始めた３０前あたりから、また僕は川で遊ぶことを始めた。

もちろん、いい年こいた大人がどぶ川で網を振り回すわけにもいかず、筏を浮かべて歓喜するわけにもいかないから、もっと「合法的」に川と向き合う道を進んだ。

カヌーとの出会いは、川ガキから脱皮できなかった自分にとって、まさに合法的な川遊びのツールだった。以降30年。気が付けば人生の大半を、川で過ごしていた。

旅としてカヌーで全国の川を流れ、スポーツとして急流で流れと戦い、ビジネスとしてラフティング事業を催行し、カヌーやラフティングの専門誌も手掛けてきた。

この30年間は、まさに人生をかけた川遊びの30年であり、漕ぎ、泳ぎ、流されてと、体を全部使って川と付き合ってきた。仕事として30年間も川に出ていると、さすがに楽しいことばかりではなく、辛いことも、危ないこともたくさんあったけどね。危ないという点では、川は遊び場としては最上級に「危ない」フィールドで、実際に川で命を落とした仲間も少なくない。

で、気が付けば、川で安全に過ごすノウハウや、川で発生した事故に対応するノウハウを、どこの誰よりもたくさん身に着けてしまう結果となり、今はそのノウハウを、消防や警察の救助業務にあたる人たちに教授するのが仕事になった。

じつは、僕が川と「合法的」に遊び始めたころ、それを「非合法」と揶揄して排斥しようというグループがあった。

カヌーに乗って川を旅していると、ちょいちょい黄色に白のストライプの色で、屋根に黄色い回転灯を付けた車がやってきて、「危ないからやめてください」「ちゃんと許可とってますか？」「届を受けてませんよ」などと言われた。

またきた。河川工事事務所のおっさんたちだ。こちらからすると、天下の公道を往来しているだけなのに、なぜ公道を行くなといわれるのかさっぱりわからず、その理不尽かつ横柄な物言いに不快感を募らせていたのだが、ま、法的根拠にもとづいて行動し、法的責務を執行するのが役務の公務員の彼らとしたら、役務の障害となりそうな事象は排除しなければならないし、管理下に置いて事象を把握しなければならないだろうから、今となっては分からんことではないのだけど。

で、迎えた平成９年。

行政として河川を管理、統括する基本となる法的根拠の河川法が、この平成９年に改正された。それまで河川法は、理念として「治水」「利水」にしか言及していなかったところに、「環境」という理念が追加された大変革が、平成９年の河川法改正。

一般の人々は河川法が改正されたのだの、環境概念が追加されただの、そもそも河川法の何たるやも知らない人が多い。しかし、この平成９年以降は、実際には徐々にであるが、川で遊び、川で仕事をする我々は、その変革の大きさを肌で実感している。「こんなとこで勝手にカヌー漕がないでください」から「どうぞ、川で遊んでください」に変わり、「立ち入り禁止」から「車の出入りをするなら、いつでもゲート開けますから」に変化し、「コンクリート護岸一色」から「川に降りるためのスロープ作り」に変化した。

挙句の果てに気が付けば、河川行政の事務方のお偉いさん方が、ライフジャケットを着て川を泳ぎ、川の野外活動の指導者としてレスキューを学び……というこのになってしまっていた。いやあ、これにはびっくり仰天だった。とくに、河川を直接、管理している工事事務所とかよりも、整備局だ本省河川局だとかにいる、いわゆる官僚の方々が、自ら川に入るなんて……ね。

河川を管理・監督をする行政マンも、人生を川にかけてきた川屋さんだと思う。僕も、人生を川にかけてきた川稼業マンだ。しかし行政マンは、頭を使って机の上で川と付き合ってきた。僕は現場で、頭より体を使って川と付き合ってきた。言い換えれば、河川行政は、数字や計算という無機質なツールで川と向き合ってきており、僕たちは、理屈はよくわからんが川の流れを身をもって知ってり、肉体という有機的ツールで川と対峙してきたんじゃないだろうか。

この双方がもし融合した状態で、河川の管理ができて、河川の改修ができていくとしたらどうだろう？　これは「川が国民共有の自然資源」として、なおかつ、利水にも治水にも優れた河川へと、「川」が変化していくということではないだろうか？

かつて、前水管理・国土保全局長の金尾さんに霞が関に呼ばれたことがある。ずいぶん前のことだ。

てっきりお上から怒鳴られるんじゃないかと思って、ビクビクしながら国土交通省河川局にお邪魔したが、そこで言われたことが「建設大学校の河川研修で、参加者を川入れて泳がしてやってほしい」ってこと。いやいや、お安い御用だけど、それって前例がないし、無理っしょと思っていたのだけど、案の定、建設大学校では「傷害保険に入らなきゃなんないような危ない授業はやめてほしい」と言われてしまった。そう言われたことを金尾さんに伝えると、金尾さんて権限持ってる人なんだろうか、気が付いたら、全国から建設大学校に上がってきていた行政マンたちが、多摩川を泳いでいたよ。

僕はそのとき、河川局河川環境課は、トップから本気で川と付き合う方法を、無機質なやりかたから、有機的なやりかたに変えていくつもりなんだと理解した。

そっちが本気なら、こっちも本気でやる！　と準備してたら、金尾さん、局長に上り詰めたあと、速攻で退官してしまってたし……嗚呼。

特 集

調査研究成果の普及への取組

- 河川財団研究発表会 2017-

河川財団では平成 15 年より毎年 1 回、財団が行っている研究の成果の一端を皆さんに発表する「河川財団研究発表会」を開催しております。今年で 15 回目を迎えました。今回の特集では、「第 15 回河川財団研究発表会」の財団の研究発表の内容をご紹介します。皆様の業務や研究に少しでもご参考にしていただければと考えます。

近年の主な研究テーマ

平成24年には笹子トンネル天井板落下事故が発生して社会インフラの老朽化に対する懸念が益々高まる中、河川においても平成25年12月に河川法が改正され、河川管理施設の維持修繕が義務づけられました。また、平成27年度には、関東地方の国管理河川の決壊としては昭和61年の利根川水系小貝川以来29年ぶりとなる「平成27年9月関東・東北豪雨」による水害が発生し、豪雨災害への懸念が高まっています。今後は一層、既存の施設を適切かつ効果的・効率的に維持管理・更新していかなければなりません。

このような厳しい社会情勢の中、良好な河川管理を実施し、防災力を高め、あわせて河川を自然環境に親しみ健康増進を図るための貴重な場所として活用していくためには、河川利用・河川管理の知恵（技術）をより高めることが必要であり、その内容について研究調査を行うとともに、研究成果の普及を行っています。特に、河川の戦略的な維持管理を中心的な調査研究課題と位置づけております。

さらに当財団がこれまで取り組み知見を蓄積している健全な河川生態系や水循環系の保全・再生、良好な水辺利用の促進について調査研究を行います。

河川財団研究発表会では、その年の発表会のテーマに関連した研究をされている研究者の方をお招きしてご講演をお願いしております。

今回は東京農工大学教授・藤井義晴氏をお招きし、「アレロパシー活性の強い被覆植物を利用した河川の法面管理について」と題してご講演をいただきました。植物はそれぞれ、周りの生き物に影響を及ぼす特有の物質「アレロパシー」を生成し、それを利用することにより植物の変遷をコントロールして法面の管理をするという手法をご紹介いただきました。

第 15 回河川財団研究発表会の様子
（平成 29 年 6 月 30 日開催）

第15回財団研究発表会の研究テーマ

河道管理システム（河道の監視、各種河道特性情報の記録・保存、河道の安全性・健全性の評価、計画・維持管理への活用の一連のサイクル）を組み込んだ河川維持管理計画の策定とその運用に必要となる様々な仕組みに関する調査研究に併せて、河川維持管理計画書に定める維持管理項目の優先度に応じた効率的・効果的な河川管理が実施できる「河道の点検結果評価要領」の作成に向けて調査研究を行っています。

また、戦略的な維持管理研究については、引き続き、今後の河川の維持管理のあり方についての調査研究をリスク管理の観点から進めるとともに、新たな計測技術に着目し、既存の知見の整理や現地計測の実施を踏まえ、河川の維持管理における活用可能性についての調査研究を行っています。

その成果として、「堤防管理からみた堤防植生の新技術」として3題と、「点検評価結果の現状と今後の課題」、「レーダー計測による新しい堤防点検の可能性」をご紹介します。

また財団では河川への理解を深めるために川での体験活動を勧めておりますが、その実施にあたっては安全に関する知識や技能の取得が不可欠です。そのため行っている「水難事故防止」の向けた情報提供についてご報告いたします。

01

河川の安全利用

安全な川の活動に向けて

特集　調査研究成果の普及への取組
- 河川財団研究発表会 2017-

No More 水難事故 2017

河川財団は、「河川に関する調査・研究」及び「環境整備」並びに「河川への理解を深めるための活動」に対する助成並びにその実施を行うことにより、「国土の利用、整備又は保全」及び「国民の心身の健全な発達」を促進し、公共の福祉を増進することを目的として活動しています。河川への理解を深めるための体験活動の実施には、安全に関する知識及び技能が不可欠です。そのために水難事故防止に向けた情報や知見を整理し、安全確保に役立つ情報の提供等を行っています。

子どもの水辺サポートセンター

水難事故の概況

警察庁によると２０１６年の水難事故発生件数は１，５０５件で死者・行方不明者は８１６人です。そのうち、河川・湖沼池に限ると、死者・行方不明者は２９４人（約36％）となります１年間の水難死亡事故の約１／３は河川・湖沼等で発生しているのです。

また、２００３―２０１６年の間の場所別の水死者総数（中学生以下の「子ども」）によると約６割は河川や湖沼等で亡くなっています。これは海で亡くなった人数の２倍以上です。川などはそれだけ子どもにとって身近であるとともに不慮の事故に遭いやすい場所と言えます。

場所別水死者数の推移をみると、水難事故全体では、年により増減があります。ただし、河川における水死者・行方不明者数は概ね横ばいです。交通事故は技術の進歩等により年々減っていますが、川においてはこの10年程変わっておりません。毎年同じような事故が繰り返し起こっているという課題があります。

河川財団収集事例からみる水難事故の分析

そこで河川財団では、新聞等で報道された水難事故の事例を収集・整理し、独自に分析しています。一般的に新聞やテレビ等で報道される水難事故は、重大事故に限られることが多いため、軽微な事故は報道

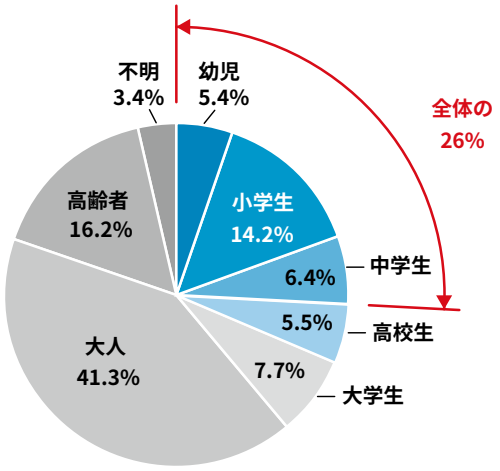

属性別の水難者数
（2003-2016 年）【n=3,728（人数）】

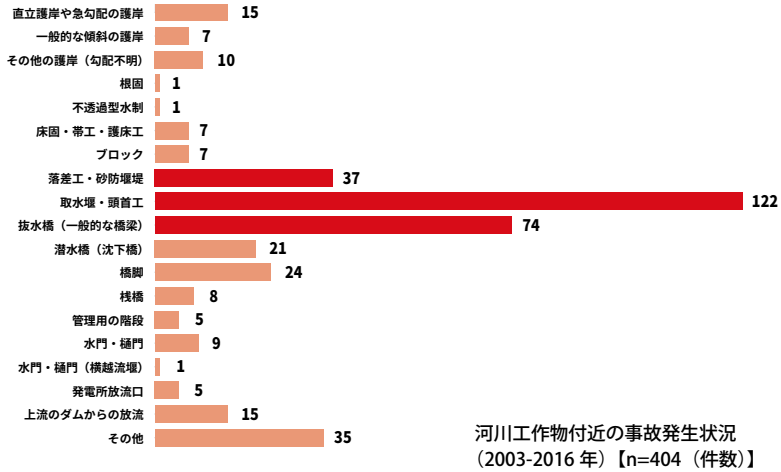

河川工作物付近の事故発生状況
（2003-2016 年）【n=404（件数）】

されにくい傾向にあります。そのため、全ての事故を収集しているわけではありません。２００３年から２０１６年までの河川財団収集事例２，４２０件の分析結果の一部を紹介します。

月別発生件数

水難事故は、７、８月の限られた期間に、年間事故件数の約半数が集中して発生しています。夏期に事故が多発するのは、夏休みやレジャー等で河川利用の機会が増えるからです。また、５月はカヌー等の川下りの事故、６月と９月はアユ釣りや悪天候による増水等の事故が見受けられます。

工作物付近の事故

河道内の工作物付近で起こった事故は、２，４２０件の水難事故のうち４０４件で、全体の約16％を占めています。工作物の種別として、これまでの累計では「取水堰・頭首工」が最も多く、工作物付近の事故の約３割を占めています。

属性別の水難者数

属性別で最も多いのは、「大人」で総数の約４割を占めています。警察庁の統計では中学生以下を「子ども」と定義しており、その「子ども」に相当する「幼児」から「中学生」までの各属性の合計は全体の約３割となります。

同行者の有無別の事故件数

同行者ありの事故、例えばグループで川遊びをしていて発生した事故は、全体の約６割を占めています。グループでも多くの事故が起こりうるため、複数人で行動すれば安全だと思い込んだり、油断したりすることには注意が必要です。

川におけるリスクの一例

川には様々なリスクがあります。リスクは、環境だけでなく、人や物、行為などに関連したものがあります。それらのリスクを予見して、対策を講じることが、水難事故防止のための第一歩となります。それらのリスク及び対策の一例を紹介します。

水中では呼吸ができない

魚類と違い、人間は水の中では呼吸をすることができません。水の中で活動しようとするためには、常に頭部を水面から出して呼吸をする必要があります。特に河川においては水面下に様々な複雑かつ強い流れがあり、陸上からの目視ではなかなか判別しにくい深みがあります。このような川の環境下で頭部を水面上に出し続けるには人間の持つ浮力だけでは限界があります。そのための最も効率的で効果的なのがライフジャケットを着用することです。ライフジャケットを正しく着用することで、体重の約10％程度を水面から上に出すことができます。このため、常に口と鼻が水面上にあり、容易に呼吸ができます。

川の事故は瞬間的に発生

そして息ができなければ、約1分で致命的な状況になります。また、消防隊が到着するまでにも数分が必要です。一般的に水の中にいる人を救助するのは困難を極めます。さらに、川では流れがあることから刻一刻と状況が変化します。そのため、恵み多い川の活動を行うためには、川にひそむ様々な危険を知り、事故が起きないよう事前の準備と安全管理をすることが重要です。

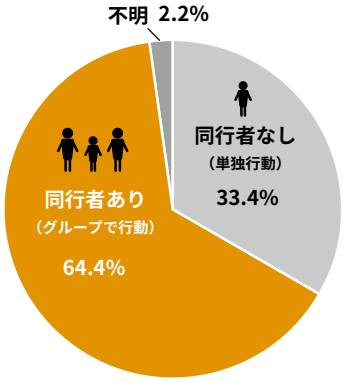

同行者の有無別の事故件数
（2003-2016 年）【n=2,420（件数）】

ライフジャケットの着用推進を呼びかける
「ライジャケ・オン・キャンペーン」の取組み

堤防管理からみた堤防植生の新技術

堤防植生タイプ区分調査の提案

堤防植生管理は、農薬の使用禁止、野焼きの禁止、除草２回（集草１回）への移行等、社会的動向に伴い変化し、除草回数は変化しました。この結果、シバは年２回除草の管理方法においては、他の草種に遷移しました。シバが遷移することで、外来植物の侵入・繁茂の影響による問題として、堤防機能の弱体化、出水期間中の河川巡視等への支障、貴重な在来植物の減少が確認されるようになりました。また、景観や環境悪化などに対する沿川住民からの苦情も、多く寄せられるようになりました。さらに、限られた費用の中で堤防植生を含む河川維持管理の実施が求められています。 河川総合研究所

堤防植生に求められる機能

堤防植生とは「堤防法面を覆う植物」と定義します。この堤防植生に求められる機能は、「治水機能」と「環境機能」の２つに区分されます。

「治水機能」は、堤体を流水や雨水等による侵食から保護するため、耐侵食性の高い植生で覆うことが求められる堤体の耐侵食性の確保、河川巡視等では、堤体の変状を発見しやすい草丈を維持できる植生で覆うことが求められる堤体の状態を把握しやすい草丈の維持です。一方、「環境機能」は、チガヤ等の草地環境、重要な植物・昆虫等の生育・生息環境を維持・保全できる植生で覆うことが求められる良好な自然環境の維持・保全です。

堤防植生のタイプ区分

堤防上には、多種多様な植物が生育しています。その種類によって開花・結実・伸長・地上部の枯死等の生育状況が異なるため、季節により堤防植生を構成する種類が変化します。このため、堤防管理の視点から、河川堤防に生育する植物を優占種や草丈、繁殖形態、刈取りに対する強さ等に着目し、区分したものを「堤防植生タイプ」としています。代表的な堤防植生タイプは、「シバタイプ」「チガヤタイプ」「外来牧草タイプ」です。

これら3タイプの堤防植生を治水機能面

シバタイプ	チガヤタイプ	外来牧草タイプ
草丈が低いので 異常が発見しやすい	草丈がやや高くなるので 適切な管理が必要	背丈が高いため 異常の発見が困難

主な堤防植生タイプの特徴

年代	堤防植生管理方法	社会的動向
～H2	除草２～３回＋農薬（＋野焼き）	H2.3 農薬の使用禁止 （河川局　事務連絡） H4.7 野焼きの禁止 （廃掃法の改正）
H3～H4	除草３～５回（＋野焼き）	
H5～H21	除草３～５回	
H22～	除草２回（集草１回）	除草２回（集草１回） への移行

堤防植生タイプ区分調査の構成

堤防上に生育する植物は、季節により優占種や種構成が変化するため、植生タイプ区分調査は春と秋の２回実施し、両方の結果を総合して当該河川の区間別の堤防植生タイプを決定します。

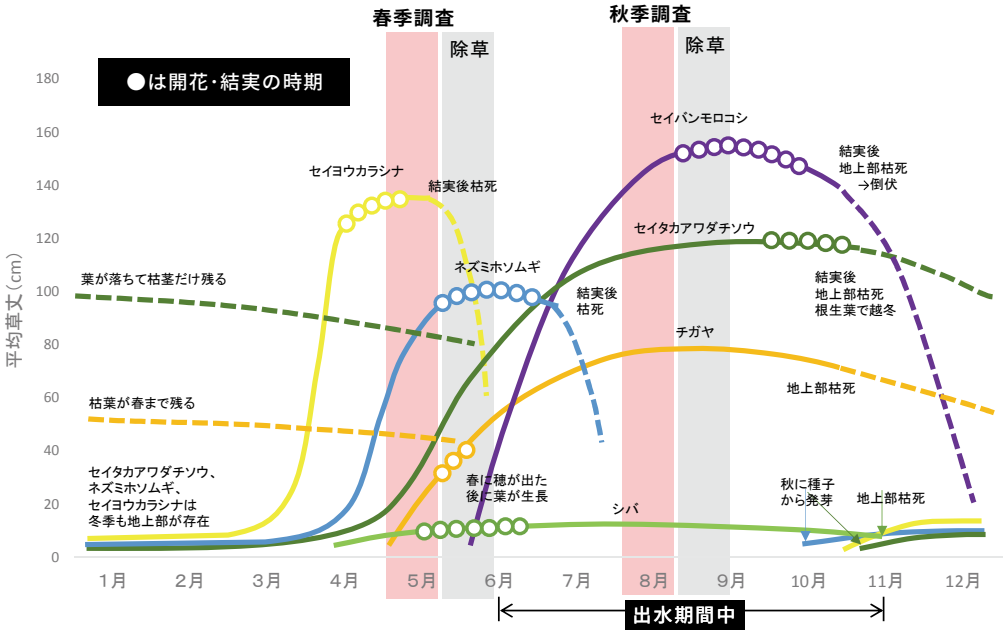

堤防植生タイプの調査時期

で評価します。耐侵食性は平均根毛量によって示され、シバタイプ、チガヤタイプ、外来牧草タイプの順に平均根毛量が少なくなっています。このことから、耐侵食性はシバ・チガヤタイプが外来牧草タイプより優れていることがわかります。

堤防植生タイプ区分調査の提案

堤防植生を管理するには、堤防管理を踏まえた「堤防植生タイプ」を目視によって把握することが重要です。このため、堤防植生タイプ区分調査を提案します。

（1）調査時期

堤防点検前に行われる年２回の堤防除草前（春季：４～５月、秋季：８～９月）に実施します。

特に、カラシナ・アブラナ類による堤防弱体化が問題となる場合には、３～４月に調査します。

（2）調査対象範囲

有堤区間の堤防法面（川表・川裏、小段含む）

（3）記録方法

調査員は、堤防天端より法面の植生を概観し、堤防植生タイプを50ｍ区間毎に目視判別します。

結果は、平面図（1/5,000 程度）に記録します。

（4）結果整理方法

現地調査（春季・秋季）後に、堤防植生タイプ区分図（詳細図、概要図）を作成します。

①詳細図（管理区間内の距離標に応じたタイプ区分）

②概要図（５００ｍ区間毎のタイプ区分）

また、季節別の詳細図を用いて、通年のタイプ区分図（概要図）を作成します。これを総括図と呼び、当該河川の区間別の堤防植生タイプを決定します。

今後の課題

提案した堤防植生タイプ区分調査により、堤防管理に資する堤防植生の把握が可能となります。しかしながら、以下の２点が課題として挙げられます。

①堤防植生タイプ（シバタイプ、チガヤタイプ）の優占度基準の見直し

②ＵＡＶや画像解析技術等を使用した簡易な堤防植生タイプ区分調査手法の確立

本調査の活用方法は、次頁以降の「新しい堤防植生管理技術Ⅰ・Ⅱ」にて紹介します。

堤防植生タイプ区分調査から把握した現状と課題

堤防植生タイプ区分調査の実施により、堤防植生に適した堤防植生タイプであるシバタイプ、チガヤタイプが約9割を占めていることがわかりました。一方で、植栽されたシバが維持できていないことやカラシナを始めとした外来植物が局所的に侵入・繁茂していることがわかりました。そこで、利根川下流部の堤防植生の現状と課題を基に「堤防植生管理基準（案）」を作成し、堤防植生タイプに基づく効率的かつ適切な植生管理を計画しました。

堤防植生管理基準（案）の設定

以下の2点の考え方から堤防植生管理基準（案）を設定しました。

①堤防点検前の除草の実施

河川堤防は、河川及び流域の住民の安全と財産を守る上で最も重要な河川管理施設です。その堤防の維持管理において、年2回の堤防点検時期（出水期前、台風期）の前に除草を実施することで、堤防表面における異常の有無を点検可能としています。そのため、原則年2回の除草（5月頃・8月頃）・1回の集草（5月頃）を実施します。

②堤防植生タイプ別の実施回数・実施時期の設定

新しい堤防植生管理技術 I

利根川下流を事例として

利根川下流河川事務所管内では、年２回の除草及び年１回の集草の実施により、堤防上に生育する堤防植生の維持管理が一律に行われています。この堤防植生を、優占種、草丈、繁殖形態、刈取りに対する強さ等に着目し、植生管理の視点から区分したものを「堤防植生タイプ」と呼び、利根川下流河川事務所管内では、４つの堤防植生タイプを設定しました。また、春に急激に成長し、堤防植生管理上の問題を発生させる堤防植生を「型」とし、２つの型を設定しました。設定した堤防植生タイプ区分に基づき、「堤防植生タイプ区分調査」を、春季調査を５月、秋季調査を８月に実施しました。また、カラシナ・アブラナ型を把握するために、別途カラシナ・アブラナ調査を４月に実施しました。 河川総合研究所

①に示す年2回の除草では、近年増加傾向にある外来植物の侵入・繁茂等の影響により、出水期間中の巡視・堤防点検への支障や堤防機能の弱体化等の問題が生じています。シバ等の在来植物が優占する堤防植生の維持及び巡視・堤防点検への支障の解決のため、堤防植生の生態的特徴及び利根川下流部における課題に応じて堤防除草・集草の実施回数・実施時期を設定します。

シバタイプ

高頻度に除草を行う場所でなければ維持が難しく、利根川下流部では除草を4回（5月・6月・7月・8月）実施します。また、元々草丈が低い植生タイプである上、頻繁に除草することにより1回あたりの刈草量は少ないため、集草は原則実施しません。

チガヤタイプ

年2回の除草・1回の集草で維持管理が可能であるため、年2回の除草（5月頃・8月頃）・1回の集草（5月頃）を実施します。

セイバンモロコシタイプ、セイタカアワダチソウタイプ

堤防点検の支障を解決するため、点検前の5月頃と8月頃の2回除草を実施します。また、刈草量が多く、点検の支障になるため、集草も5月頃と8月頃の2回実施します。

なお、2回目の除草・集草は、対象の堤防植生タイプの開花時期と重なるため、種子生産を抑制し、分布拡大を抑制するため、開花直前に2回目の除草を実施します。

カラシナ・アブラナ型

2回目の除草後に芽生えて越冬し、1回目の除草以降は枯死して見られないため、堤防点検および他の堤防植生タイプの除草とは別に除草を実施する必要があります。そのため、堤防植生タイプの除草・集草とは別に、開花・結実前である3月頃に除草を1回実施します。

堤防植生管理基準（案）の適用

堤防植生タイプ区分調査で把握した利根川下流部の堤防植生タイプに堤防植生管理基準（案）を適用することにより、シバタイプ、チガヤタイプの堤防の維持・質的向上及び堤防植生に不向きな堤防植生タイプ・型の分拡大の抑制が期待できます。また、実施箇所及び実施時期が一目でわかる堤防植生管理の工程表を作成することにより、堤防植生タイプの違いによる堤防植生管理を現場が確実に実施できます。

今後の課題

堤防植生管理基準（案）による堤防植生管理を実施することにより、堤防植生タイプが変化していく可能性があります。そのため、定期的な堤防植生タイプ区分調査や植生管理の効果検証が必要となります。また、従来行われている堤防植生管理（除草2回・集草1回）よりコストの増加が予想され、コスト縮減策や地域連携・協働による堤防植生管理を併せて実施することが必要です。

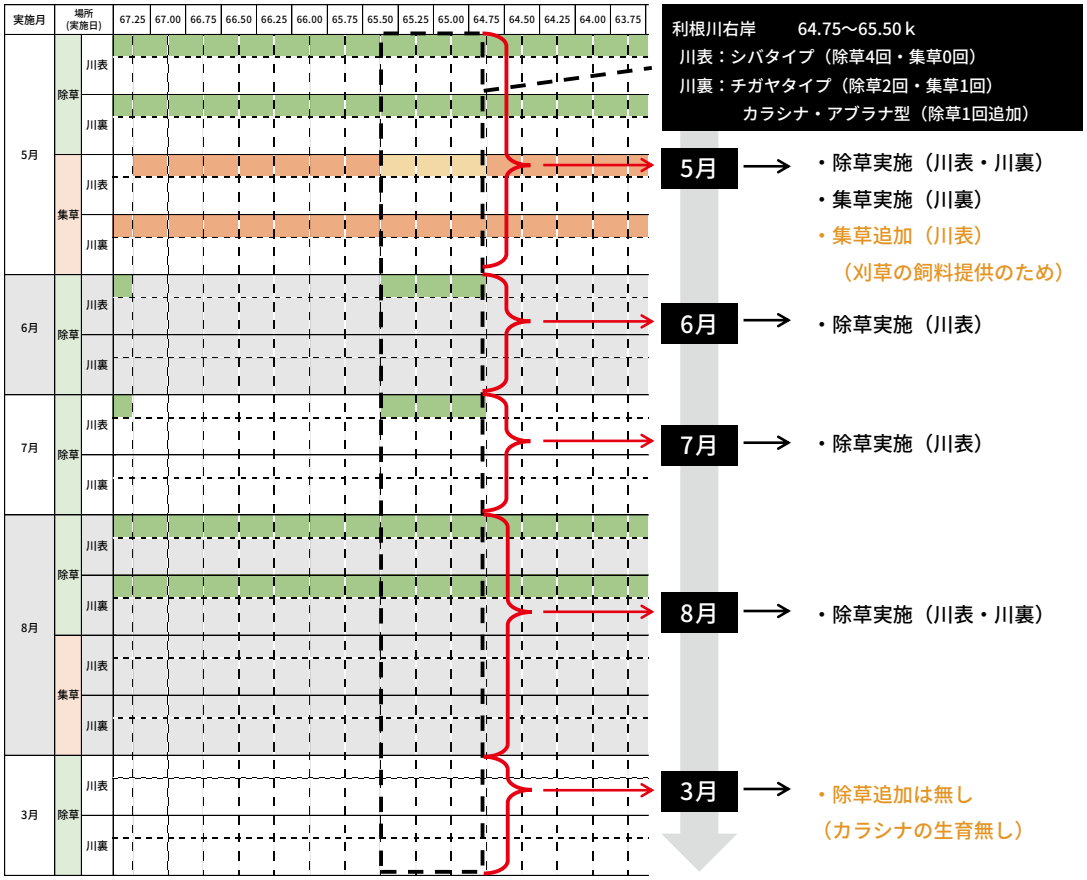

堤防除草の年間スケジュール

新しい堤防植生管理技術Ⅱ

近畿地方整備局管内を事例として

国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地整」）では、管内の全直轄管理河川について、平成28年度に策定から5年目を迎える河川維持管理計画の更新に向けた検討を一斉に実施しました。検討にあたっては、近畿地整として重点的に取り組むべき4つの課題が示され、そのうちの一つが堤防除草コスト縮減（堤防植生管理）でした。河川財団は、九頭竜川、北川、円山川及び大和川（以下「近畿4河川」）の河川維持管理計画の更新及び近畿地整全体の堤防植生維持管理効率化の検討に携わりました。その成果から「堤防植生の管理目標」の設定方法及び「植生転換による堤防植生管理」についてご紹介します。

近畿事務所

堤防植生の管理目標

堤防植生の特徴と課題を踏まえた管理目標を設定するため、堤防植生タイプ区分調査を実施しました。近畿4河川の特徴として、円山川はシバタイプ、九頭竜川はチガヤタイプが多く、70～80％が堤防植生として望ましい植生でした。一方、大和川は外来種タイプ、北川は広葉タイプとオギ・ススキタイプが多く、70～95％が堤防植生として望ましくない植生でした。

また、管理目標の設定にあたっては、限られた予算の中で効率的に堤防植生を管理していくため、「堤防植生の重要管理項目」を設定し、重要度に応じた管理を行うこととしました。その項目は、堤防植生に求められる機能を特に保持すべき箇所を観点として、重要水防個所や危険個所といった治水上の重要な箇所、堤防天端を通る兼用道路等の視認性を確保すべき箇所など、合計7つを設定しました。

堤防植生の管理目標は、堤防植生タイプと堤防植生の重要管理項目を用いて3段階（高・中・低）で区分した堤防植生の管理重要度とのマトリクスで設定しました。目標設定では、除草回数を現状よりも増加させることが困難であったため、年2回の除草を上限とすることを条件としています。このため、シバタイプは、現状を維持することが困難であるため、チガヤタイプ等への遷移を許容する目標としました。外来種

堤防植生タイプ	堤防植生の管理重要度		
	高 堤防植生の重要管理項目 治水①②、費用⑦	中 堤防植生の重要管理項目 治水③、環境④、利用⑤⑥	低 堤防植生の重要管理項目 該当なし
シバタイプ	チガヤタイプ等への遷移を許容し、できる限り低草丈で管理		チガヤタイプ等への遷移を許容し、点検時に支障を及ぼさない草丈で管理
チガヤタイプ	チガヤタイプを維持し、できる限り低草丈で管理	チガヤタイプをできる限り維持し、点検時に支障を及ぼさない草丈で管理	
その他のタイプ （外来種、広葉、オギ・ススキ）	早期にシバ等の堤防植生に改善	中期的にシバ等の堤防植生に改善	【川表側】同左 【川裏側】点検時に支障を及ぼさない草丈で管理

堤防植生の管理目標

区分	堤防植生の重要管理項目		
治水	①	重要水防箇所	重要度 A（堤防高、堤防断面、法崩れ・すべり、漏水、工作物（樋門、樋管、水門））
			重要度 B（法崩れ・すべり、漏水）
	②	危険箇所	
	③	堤防点検結果 c 評価箇所	侵食（ガリ）・植生異常の変状箇所
			漏水・噴砂の変状箇所
環境	④	除草に関する住民要望箇所	
利用	⑤	河川敷の利用頻度の高い箇所	
	⑥	兼用道路などの視認性を確保すべき箇所	
費用	⑦	肩掛け式草刈機による除草箇所（急勾配箇所：勾配 1：1.9 未満）	

堤防植生の重要管理項目

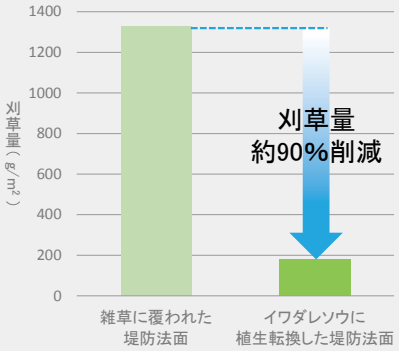

植生転換の効果
植生転換は、イニシャルコストがかかるものの、刈草量の削減など、ランニングコストを縮減でき、長期的には堤防除草コストを縮減

イワダレソウに植生転換した堤防法面

植生転換を実施していない堤防法面

タイプ等の堤防植生として望ましくない植生であり、管理重要度が中位以上の箇所は、シバ等の堤防植生に改善することを目標としました。

植生転換による堤防植生管理

シバ等の堤防植生に改善することを目標とする箇所には、植生転換による管理手法を導入する計画としました。

植生転換は、堤防の維持管理に支障を及ぼしている現況の堤防植生を草丈の低い他の植生に転換することと位置付けており、現況植生の剥ぎ取りや新規の植栽が必要となるため、イニシャルコストが必要となる管理手法です。

植生転換の効果は、年2回程度の除草により、草丈が低く、根張りの良い植生が堤防法面を密に覆うことにより、雑草の侵入・生育が抑制され、①洪水等に対する堤体の耐侵食性が確保でき、②堤体に発生した変状等を視認しやすい状態を維持し、③刈草量の削減等によってランニングコストを抑制でき、長期的には堤防除草コストを縮減できるといった堤防植生に求められる機能を長期的に保持できることが挙げられます。

植生転換に用いる低草丈草種は、平成24年度末から実施している植生転換の試験施工の結果より、現時点では改良芝の3種（改良コウライシバ、改良ムカデシバ、改良イヌシバ）とイワダレソウの計4草種が候補となります。この4つの草種は、少ない刈り込み回数で密な被覆を維持でき、出水期となる夏季に繁殖力が旺盛となる夏型植物から選定しています。堤防植生としての評価は、草丈や根系強度など、5つの評価項目を設定し、低草丈草種の生育段階に応じて実施しています。

植生転換は、施工費が高価なため、イニシャルコストを縮減することが課題となっています。その対応として、現況植生を除去せずにイワダレソウの株を植栽し、一時的に除草回数を増加させ、イワダレソウに植生転換するといった試験等に着手しています。

今後も、このような新たな試験で得られた知見などにより、植生転換の技術を高め、堤防植生管理の効率化を図っていくことが重要です。

点検評価結果の現状と今後の展開

平成 27 年 3 月「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（案）」が発出され、平成 28 年度まで試行運用されていましたが、平成 29 年 3 月「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」（以下、「評価要領」という。）により（案）が外れ本格運用が開始されています。評価要領では、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に基づく徒歩による目視主体の点検結果を評価するための考え方が示されました。 河川総合研究所

05

戦略的な河川管理

堤防点検の高度化

特集　調査研究成果の普及への取組
- 河川財団研究発表会 2017-

点検結果評価要領の概要説明と問題点

「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」は、堤防等河川管理施設の目視点検の結果を基に機能低下の状態を評価し、施設の状態に応じた対策を判断するための考え方を提示したもので、変状発見→一次評価→二次評価→総合的な評価の手順や、４区分された評価目安（a評価：異常なし、b評価：要監視段階、c評価：予防保全段階、d評価：措置段階）等が明記されており、併せて点検結果評価を効率的にデータ管理が行えるように国民への公表を見据えた評価様式が記載されています。また、平成27年、平成28年の試行運用から抽出した２つの課題に対し、評価要領の改定を行われています。

課題の１つ目は、評価項目が設定されてない変状が多数登録されており適切に変状内容が蓄積されていませんでした。具体的には、特殊堤・高潮堤の変状項目が評価要領（案）に設定されておらず、代わりに土堤・護岸の変状として登録されていることが問題でした。特殊堤・高潮堤の変状内容の内訳を確認すると、護岸部と本体部にコンクリート製が多いため、生じる変状はひび割れや剥離等共通の変状が多いことが確認でき、また高潮堤防の被覆工においても護岸の変状と共通であることが確認できました。したがって、平成29年３月の評価要領で従来の護岸の変状項目に特殊堤本体と

RMDISのメリット
巡視・点検結果の評価、様式整理、公表の効率化

	従来	RMDIS
現場作業（巡視・点検）	写真撮影・野帳記入	RMDISタブレットへ直接入力
	・対象区間の地図、過去記録等の持参資料が減少（タブレットで確認） ・雨天時の記録が容易	
室内作業（記録・整理）	写真の取込み 野帳の整理	WEBシステムへアップロード
	・現場で入力したデータを評価要領様式として自動出力可能 ・巡視日報等の毎日生じる報告業務も容易に整理・出力可能	
分析評価 公表	Excel による評価の集計 公表様式への整理	評価の自動集計 自動出力
	・現状は、自動集計が可能。分析手法が確立されれば、大量の蓄積データを効率的に分析可能	

RMDISタブレット、WEBシステムを使用した効率的な評価の整理、記録蓄積、分析によるサイクル型維持管理の実現

課題
評価項目が設定されていない変状が多数登録

評価区分		H27 試行結果	H28 試行結果
変状割合	b	約 72%	約 87%
	c	約 26%	約 13%
	d	約 2%	約 0.1%
合計		100%	100%

前年の試行運用結果との比較（堤防）

b 評価の割合が増加、c 評価・d 評価の割合は減少傾向

- c 評価の変状発生件数は横ばい、d 評価は減少
  →重大な変状は対策（d 評価）または対策検討中（c 評価）
- b 評価の変状発生件数は 2 倍程度に増加
  →軽微な変状がより多く発見されるようになった

うち約 3 割は項目が設定されていない特殊堤・高潮堤防等であった。

して新規の評価項目を追加し、また従来の評価項目では対応できなかった特殊堤・高潮堤の「本体の損壊」、「漏水」について新項目を設けました。

課題の2つ目は、様式の記入ミスや未記入が多発した結果、評価結果が蓄積されず、適切に分析評価が出来ていませんでした。未記入、転記ミスの他にも変状規模の計測単位が統一されていない（cm、m等がバラバラに記録）等の問題がありデータベースとしての分析が困難であったため、河川維持管理データベースシステムを活用することでこれらの課題は解消されると考え、RMDIS（River Management Data Intelligent System）を評価要領に対応させシステム化を進めました。

RMDISの紹介と活用方法

RMDISは、河川維持管理業務を支援するデータベースシステムの全国統一版で、「リマディス」と呼んでいます。RMDISは河川維持管理の現場における業務の効率化、知見の効率的な集積、情報収集の効率化と適切なデータ管理を目的としています。平成25年にプロトタイプが作成されて以降、毎年改良を重ね、平成28年度には上述した課題に対して評価要領に対応するよう改良がなされRMDIS ver2.2が全国配布されました。（平成29年2月配布）

RMDIS ver2.2は、従来より得られていたRMDISタブレットによる現場点検作業の効率化・省力化に加え、現場で評価要領に応じた評価入力が可能となり、またWEBシステムから評価要領様式として自動整理・出力することが可能となりました。その結果、RMDISタブレット、WEBシステムを使用した効率的な評価の整理、記録蓄積が可能となり、変状に対する記入ミスや未記入等減少することが期待されます。

今後の評価要領とRMDISの展望

今後は、評価要領で決められた評価手法に基づき、RMDISによる効率的、効果的な維持管理、データの蓄積をさらに進めていくことが求められます。しかしながら、現状の評価要領とRMDISを活用した河川維持管理は、理想的なサイクル型維持管理体系を十分に構築できていません。その原因として、大量に蓄積されていくデータを活用した分析評価手法が確立されていないことが挙げられます。今後、有効な点検データが多く蓄積されることを見据え、より効率的な情報収集の実現と適切な分析評価手法を提案することが、理想的なサイクル型維持管理の実現に寄与することができると考えております。

レーザ計測技術を点検業務へ適用するにあたり、従来手法である目視点検とレーザ計測の比較を行い、両者の特徴について整理を行いました。

比較により、点検業務においてレーザ計測技術に求められる役割を2つに定義しました。

1）目視点検の代替技術

2）微小な変状の把握

これらの役割に対する課題を検討し、課題解決には、適切なレーザ計測仕様の必要性とレーザ計測の誤差の影響について、適切な評価が必要でした。

そこで、変状規模に対する要求水準と、レーザ計測機器自体が持つ性能を与条件として、過不足の無い最適な計測点間隔を推定する手法を検討しました（同時に、微小な変状の取得限界に関しては、レーザ計測機の性能と計測点間隔を与条件として、検出可能な最小変状の推定を行いました）。今回は、簡易シミュレーションにより最適な計測点間隔及び検出可能な微小変状を推定する方法を提案しました。

❶：要求水準を満足する変状を設定する。

❷：その変状が発生している場所（領域A）及び変状が発生していない場所（領域B）に適当な計測点間隔を設定する。

❸：設定した間隔で計測点を発生させ、それぞれの計測点に、レーザ計測機の性

レーザー計測による新しい堤防点検の可能性

近年の計測技術の進歩は目覚ましく、河川の点検においても変状を確実に把握するための試行が盛んに行われています。一方、ここ数年の技術動向をみると、特にレーザ計測技術において、レーザの照射数の増加や機器の小型化など、その技術革新が顕著です。これまでにもレーザ計測技術の堤防点検への適用性検討については、MMS（モービル・マッピング・システム）等で実施されていますが、あくまで１つの計測システムの検討にとどまっており、レーザ計測技術全体の適用性の検討はなされていません。本研究では、レーザ計測技術の普遍的な特性に着目し、レーザ計測技術全般について、点検業務への適用に関する検討を行いました。 河川総合研究所

06

戦略的な河川管理

堤防点検の高度化

能表に記載のある精度誤差を与える。

❹：この状態で、領域Aと領域Bのレーザ計測点の高さ方向の平均値を計算し、その差が設定した変状の高さ以上である場合は抽出成功、そうでない場合は抽出失敗とする。

❺：❸と❹について十分な回数を行い、変状抽出が成功する確率を求める。

簡易シミュレーションで得られた結果に対して、実際の計測機器による現地計測結果との比較検証を行いました。

検証の結果、簡易シミュレーションの検出成功率とMMS計測による検出成功率は、比較的よく一致しており、今回提案した簡易シミュレーションにより、要求水準を満たす最適なレーザ計測点間隔を設定することが可能であることがわかりました。

一方で、レーザ計測システムを点検業務に適用するには、現場の条件によって最適な計測機器が異なります。

現在測量等の分野で広く使われているLP（航空レーザ）、MMS、地上型レーザ、UAV（ドローン等）のレーザ計測システムにおいて、点検業務の現場での適用性について整理しました。

また、点検の時期について整理しました。河川財団では、さまざまな変状に対して、点検時期毎に計測技術を含めた効率的な点検方法の提案しています。

通常時は、目視による点検が基本ですが、出水時や総点検時は、堤防の機能低下につながる微小変状や、広範囲で緩やかな変状が発生する危険性もあり、MMSやUAVといったレーザ計測の点検情報が高度な河川管理（監視）に必要となります。河川管理に必要な要求精度は、数cm～10cm程度で十分であり、高密度なデータを取得しなくても有効であることが、今回の簡易シミュレーションから求められました。

今後の課題として、変状毎に対するレーザ計測の適応性について、費用の要素も加えた検証が必要です。

地上・車両

航空機（飛行機・ヘリコプタ・UAV）

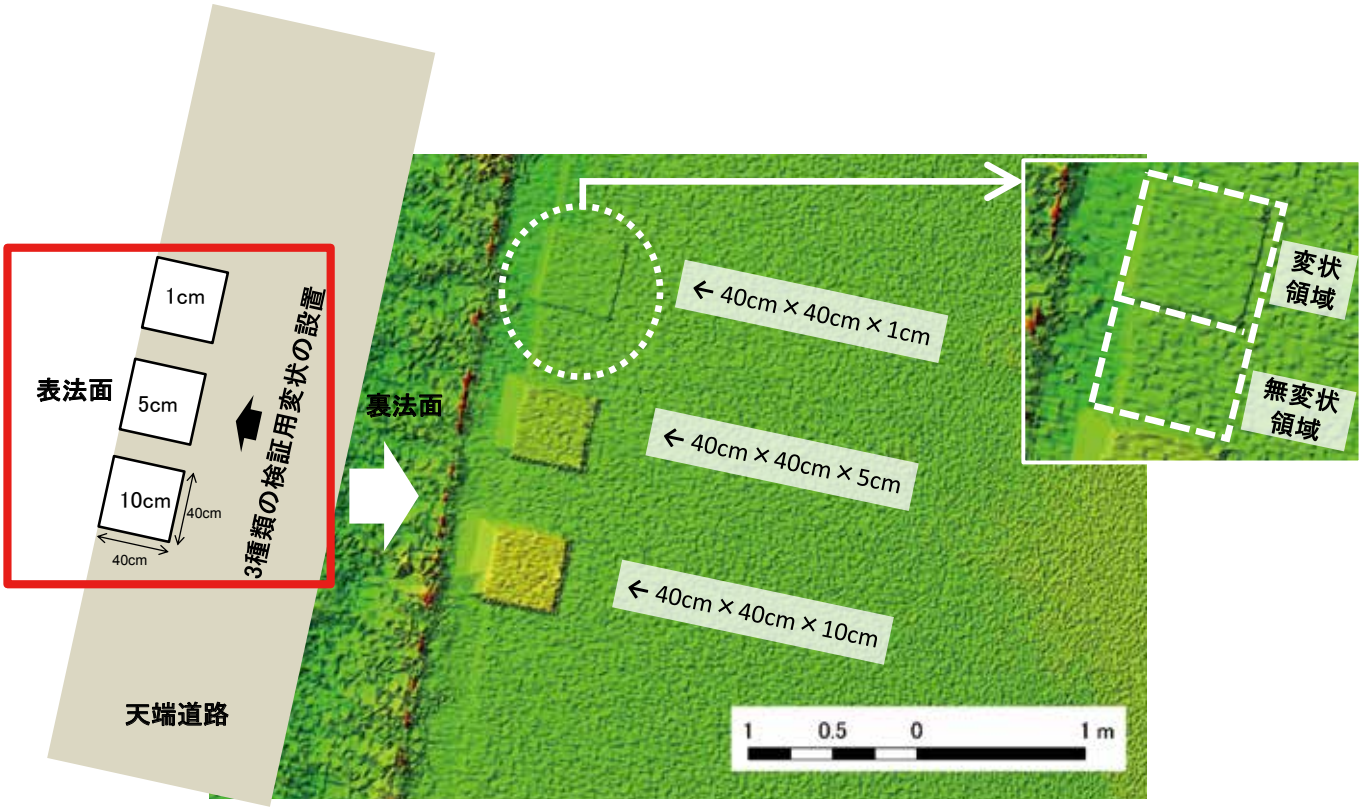

シミュレーション結果の現場検証
MMS による計測結果

河川健康公園の取組

川に親しみ、健康増進に貢献するための取組

菜の花咲く４月に開催された「第２回パークゴルフ大会」の様子（庄内川・幸心河川健康公園）

庄内川・幸心河川健康公園（愛知県名古屋市）から

【パークゴルフ場開場一周年記念大会】

平成28年８月27日、庄内川・幸心河川健康公園パークゴルフ場が開場して、平成29年８月27日に満１年を迎えます。この１年間のパークゴルフ場の利用者は、５月末現在で１，２００名弱となっており目標来場者数には及ばない結果でした。

その最大の理由は名古屋で初の「パークゴルフ」ということもあり、その知名度の低さで「パークゴルフって、グランドゴルフのこと？」などと聞かれます。そのため一度経験して貰おうと、これまで３回の無料体験会などを開催しました。開場時の第１回は79名、１月の第２回24名、４月の第３回36名の参加があり、徐々にパークゴルフ上の利用者も増えてきています。

このため１年間のご愛顧にお応えするとともにパークゴルフの普及を目的として、８月26日（土曜日）、27日（日曜日）の２日間で、庄内川・幸心河川健康公園パークゴルフ場開場一周年記念イベントとして、「第１回　河川財団名古屋事務所長杯『幸心カップ』」を開催し、さらに両日は「無料開放」にて利用していただく予定です。

荒川・扇河川健康公園（東京都足立区）から

【パークゴルフ場】

都内では唯一の本格的なパークゴルフ場です

総面積約14，400㎡で、サクラコース9ホール、チューリップコース9ホールの2コース全18ホールある、パークゴルフ場では荒川越しに東京スカイツリーを臨み、都市環境にいながら河川敷ならではの開放感と緑に囲まれて伸び伸びプレーすることができます。

オープン以来、少しでも多くの方にパークゴルフの楽しさを知っていただくため、毎月、講師の方を招いて初心者講習会を開催しています。講習会では、基本的なルールやマナーを学び、実際にラウンドしながらショット、パター、アプローチまで習得できる内容となっており、毎月30名程の方々にご参加いただいています。

これからもパークゴルフの普及に向けて初心者講習会を継続させていく所存です。

昨年度は「扇河川健康公園パークゴルフ東京大会」を年1回の開催でしたが利用者の声もあり、今年度より年2回開催することになり、春季は5月21日（日）に開催いたしました。大会当日は天候に恵まれ、50名の方々にご参加いただきました。参加者の年齢は20歳から83歳と幅広く、世代を超えて交流を深めることができ、日頃の練習の成果を試せる場となり、盛況のうちに閉会いたしました。次回は11月の開催を予定しております。皆様の参加をお待ちしております。

今後もさらにパークゴルフの楽しさを広め、人々の健康増進に寄与するとともに、地域の皆様が集い交流を深める場所となるよう、魅力ある施設をめざして参ります。

【ゴルフ練習場】

開放感いっぱいのゴルフ練習場

32打席、300ヤードあるゴルフ練習場では春季・夏季の年2回、小学3年生～6年生を対象としたジュニアレッスンを行っております。5日間のレッスンで3日間はゴルフ練習場で打ちっぱなしレッスン、2日間は足立区の河川敷にある新東京都民ゴルフ場にご協力を頂き、ラウンドレッスンを行っています。

初心者には貸しクラブセットも用意し、たいへん喜ばれています。連続参加のジュニアもいて、レッスンイベントも4年目に入り充実したレッスンとなるよう取り組んで参ります。

レッスン内容は、ゴルフ練習場でそれぞれのレベルにあった技術指導を行い、その成果を踏まえてゴルフ場ではマナーも含めて実戦に活かせる指導を行いました。

ゴルフ練習場で自分のウィークポイントを修正し、そのイメージと感触を残してゴルフ場でのラウンドレッスンという連動したレッスンがたいへん好評を頂いておりま

す。今後もジュニア育成を目的としたレッスンを開催していきます。

多摩川河川健康公園（神奈川県川崎市）から

【多摩川交流センター】

美しい多摩川を眺めながら休憩・交流ができます

多摩川交流センターは、平成25年10月のオープンから3年7ヶ月が経ち、多摩川に散策、ランニング、サイクリング等で訪れる多くの人達に自由に休憩できる場として活用され、また多摩川における重要な交流拠点として年々利用者が増えています。センター内には、1Fと屋上に交流・休憩スペースがあり、美しい多摩川を眺めながら休憩することができます。きれいな水洗トイレやシャワー（有料）もあり、特に多摩川を利用する女性の方々に大好評です。

交流・休憩スペースに併設する「川崎リバーサイドカフェ」では、淹れたてのコーヒーや、軽食を販売しており、夏にはアイスクリームの販売を行うなど今後も季節にあったカフェメニューの充実を図っていく予定です。散策やジョギング、サイクリング等で多摩川を利用する方々が気軽に立ち寄り、自由に休憩できる場として活用されています。

本年4月に交流センターの利用者（ゴルフ場利用者を除く）が10万人を突破しました。これからも地域の皆様が交流を深める場所となるよう魅力ある施設を目指して参ります。地域の皆様が自由に休憩・交流できる施設です。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

多摩川交流センターの交流・休憩スペースに併設した「川崎リバーサイドカフェ」（多摩川河川健康公園）

多摩川交流センターでは多様なイベントを行っており、3月には体測定会として体脂肪率・筋肉率など高精度の器機で測定するイベントを開催し、ゴルフ場利用者だけではなく、ウォーキング、ランニングをしている方々にも興味を持っていただき、体の健康状態を把握し健康的な身体を目指している方が多いことがわかりました。

7月7日には大塚製薬株式会社の講師の方をお迎えし、本格的な暑い夏を迎えるにあたり、ゴルフ場及び多摩川交流センターの利用者を対象に熱中症対策予防の啓発活動を目的とした熱中症対策講座を開催しました。

今後も交流センターを利用する方々の健康増進、地域交流のできる企画を開催していきます。

【川崎リバーサイドパーク（ゴルフ場）】

河川敷ならではの開放感のあるゴルフ場でプレーができます

川崎リバーサイドパーク（ゴルフ場）で

熱中症予防対策講座（多摩川河川健康公園）
河川敷で安全に過ごしていただけるよう開催した「熱中症予防対策講座」。
大塚製薬株式会社より講師の方をお迎えし、熱中症の症状・予防・対策についてお話しいただきました。 熱中症対策に有効なお飲み物のサンプルもお渡ししました。

スカイツリーが臨めるパークゴルフ場
（荒川・扇河川健康公園）
都内では唯一の本格的なパークゴルフ場です。子どもからお年寄りまで、スカイツリーを眺めながら楽しめます。都市環境にいながら河川敷ならではの開放感と緑に囲まれて伸び伸びプレーすることができます。

はジュニア・シニア・レディース合同のゴルフラウンドレッスンを毎年春季・夏季に開催しております。今年で6年目を迎え、事業としても定着をしており毎回参加募集人数を超える申し込みが来るようになりました。

レッスン当日はシニアとジュニアが1パーティーとなりティーチングプロが付き、技術とマナーを学びながら世代間交流をしつつラウンドをしました。

これからもシニアとジュニアの交流の場、ジュニア育成を目的とし、レッスンを開催していきたいと思います。

また、秋には地域の方々の世代間交流促進と健康増進を目的に多摩川世代間交流ゴルフ大会を開催しております。どなたでも参加できますので、是非チャレンジをしてみませんか？開催詳細はホームページ「河川健康公園機構」で検索！

子ども達の健康育成、マナー向上、ジュニア育成を目指し、高校・大学のクラブ活動の練習にゴルフ場を提供しています。今年度は日本体育大学荏原高等学校のゴルフ部が週3回、営業終了後に利用しており、芝から打つ練習環境が少ない生徒達には大変喜ばれており技術向上につながると考えています。

からだ測定会（多摩川河川健康公園）
地域の皆様の健康チェックのために体組成や骨健康度を測定した「からだ測定会」

扇ゴルフ（打席レッスン）
（荒川・扇河川健康公園）
初心者から上級者まで、レベルに合わせた指導が受けられます。

名古屋事務所 研究発表会　及び　近畿事務所 研究発表会

名古屋事務所　近畿事務所

河川財団名古屋事務所及び近畿事務所では、財団が取り組んでいる調査・研究成果を社会へ還元することや、河川基金助成事業の発表の場を提供するとともに、中部及び近畿地域の河川技術者の技術研鑽と財団事業の普及を目的として、毎年研究発表会を開催しています。

第 11 回 「河川財団　名古屋研究発表会」

主に中部管内の河川技術者等を対象に、河川財団研究発表並びに河川基金助成事業の成果発表を行います。詳細等については後日当財団ホームページに掲載致します。

平成 29 年 11 月 17 日（金）
場所：ウインクあいち（愛知県名古屋市）

近畿事務所　研究発表会

主に近畿管内の河川技術者等を対象に、河川基金助成事業成果発表及び河川財団研究成果の発表を行います。詳細等については後日当財団ホームページに掲載致します。

平成 29 年 11 月 29 日（水）
場所：OMM 2 階会議室（大阪府大阪市）

河川基金発表会

平成 29 年度「川づくり団体全国事例発表会」及び「河川教育研究交流会」の開催

基金事業部

河川財団が運営する河川基金助成では、人々の川への理解が深まり、人と川との良好な関係がさらに強まることを目指して、より良い「川づくり」に貢献する研究者、市民団体、学校などの活動を支援しています。

今回は平成 28 年度に完了した助成事業の成果について、広く市民団体、行政、民間企業、学校などの皆さまと情報共有・意見交換をするとともに、今後の活動の参考として頂くことで皆さまの活動が一層充実したものとなるよう、発表会・研究交流会を開催します。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

なおプログラムの詳細等は、河川財団のホームページをご覧ください（後日掲載予定です）。

川づくり団体全国事例発表会

人々の河川や流域への理解を深めたり、川を健全な姿に変えるための活動などを行う市民団体等（川づくり団体）の助成事業の成果発表等を行います。

平成 30 年 1 月 28 日（日）
場所：東京大学　小柴ホール

河川教育研究交流会

学校教育の現場において、河川・流域を通じて防災や環境等を学習する“河川教育”に取組む小・中学校等の助成事業の成果発表を行います。

平成 30 年 1 月 27 日（土）
場所：東京大学　小柴ホール

優秀業務・優秀技術者表彰

河川財団では、平成 28 年度に国土交通省より、河川の維持管理や河道管理、堤防植生管理、環境解析調査（河川生態系）、河川教育等の分野を受託しました。
このうち、下記の 2 件の業務が優良業務表彰・優秀技術者表彰を受賞しました。

表彰名	対象業務名	発注者
関東地方整備局長 優良業務表彰	H28 利根川下流部自然再生検討業務 （（株）エコー、（株）日水コンとの JV）	国土交通省　関東地方整備局 利根川下流河川事務所
関東地方整備局　渡良瀬川河川事務所長 優良業務表彰　優秀技術者表彰	H28 渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 管理技術者　吉田高樹	国土交通省　関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

ご寄付の御礼

河川基金へ寄付いただいた皆様へ

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの一年間に、「一般財団法人　宮崎大淀川スポーツセンター」や「釧路リバープロテクション 21 の会」をはじめとする、団体や個人の皆様から 3,875,640 円のご寄付をいただきました。寄付者の皆様に心より御礼申し上げます。ご厚志につきましては、河川基金として管理し、その運用益を河川の治水・利水・環境に関する調査、川づくり団体の活動や学校での河川教育を支援する助成事業のために有効に使わせていただく所存でございます。

一般寄付をいただいた皆様へ

平成 28 年 12 月 13 日に多摩市の甲村謙友様からご寄付をいただきました。心より感謝申し上げます。ご厚志につきましては、寄付金取扱規程により管理し、「調査研究」「助成」「河川教育」「河川健康公園」の公益目的事業に有効に使わせていただく所存でございます。

公益財団法人　河川財団
理事長　関　克己

河川財団 News No. 50
平成29年7月発行
Newsletter from The River Foundation

ご寄付のお願い

河川基金へのご寄付について

河川基金（平成28年度助成事業より、名称を「河川整備基金」から「河川基金」に変更）は、民間の協力を得て河川整備を緊急に推進するため、政府の閣議了解に基づき昭和63年に設立されました。

河川基金では、その運用益をもちいて、河川に関する様々な調査・研究、市民団体等の川づくり団体が行う河川への国民の理解を深める活動、学校教育の現場において河川・流域を通じて環境・防災・歴史文化等を学習する河川教育の支援をしてきています。今後も、よりよい"川づくり"に役立つ様々な活動に支援を行うことにより、人々の河川への理解が深まり、人と川の良好な関係がさらに強いものとなることをめざします。

このような河川基金の趣旨をご理解いただき、本基金のさらなる造成のためにご協力をお願い申し上げます。

河川基金

その他の当財団事業へのご寄付について

当財団の事業に必要な資金は、河川基金の運用収入により実施している助成事業を除き、主に事業収入により実施していますが、今後さらにこれらの活動を充実させていくためには、当財団の事業にご理解とご賛同をいただいた方々からのご寄付が貴重です。ご協力をお願い申し上げます。 皆様からいただく寄付金は、本財団の「寄付金取扱い規程」に則り、有効に使用させていただきます。

詳細は河川財団HPをご覧ください。

河川財団 検索

寄付金の税法上の優遇措置について

当財団は、内閣総理大臣より「公益財団法人 」としての認定を受けております（認定日は平成25年3月21日、法人登記日は同年4月1日）ので、当財団への寄付金には上記の河川基金への寄付金及び一般寄付金のいずれについても特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）・法人税（法人）の所得控除等が受けられます。

河川財団が「紺綬褒章」公益団体として、内閣府より認定

河川財団は、内閣府（賞勲局）より「紺綬褒章」の公益団体認定（褒章条例ニ関スル内規 第2条）を受けました（平成29年6月28日付）。褒章の一つである「紺綬褒章」は、公益のため私財を寄付した方々（個人では500万円以上、法人では1,000万円以上）を対象としています。

平成29年6月28日以降、河川財団へのご寄付（河川基金への寄付または一般寄付）をいただいた方で上記条件を満たす場合には「紺綬褒章」の授与申請を致します。

紺綬褒章とは（内閣府HPより）

公益のために私財を寄附した者を対象とする紺綬褒章は、表彰されるべき事績の生じた都度、各府省等の推薦に基づき審査をし、授与を行っています。

国、地方公共団体又は公益団体（公益を目的とし、法人格を有し、公益の増進に著しく寄与する事業を行う団体であって、当該団体に関係の深い府省等の申請に基づき賞勲局が認定した団体）に対する寄附が授与の対象となります。

※地方公共団体等への寄附について、寄附者が当該寄附に対する返礼品（記念品の類を除く）を受領した場合は、紺綬褒章の対象となりません。

編集発行：公益財団法人 河川財団 編集事務局 経営企画部
本誌はホームページでもご覧になれます。www.kasen.or.jp

公益財団法人
河川財団

本部
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 住友生命日本橋小伝馬町ビル（2F）
http://www.kasen.or.jp　E-mail:info@kasen.or.jp

本部
総務部　TEL:03-5847-8301　FAX:03-5847-8308
経営企画部　TEL:03-5847-8302　FAX:03-5847-8308
基金事業部　TEL:03-5847-8303　FAX:03-5847-8309
子どもの水辺サポートセンター　TEL:03-5847-8307　FAX:03-5847-8314
河川総合研究所（戦略的維持管理研究所）　TEL:03-5847-8304　FAX:03-5847-8310
東京事務所　TEL:03-5847-8306　FAX:03-5847-8310

名古屋事務所
〒463-0068 名古屋市守山区瀬古3丁目710番地
TEL052-388-7891　FAX052-388-7918
E-mail:info-n@nagoya.kasen.or.jp

近畿事務所
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31（OMM13F）
TEL06-6942-2310　FAX06-6942-2118
E-mail:info-o@osaka.kasen.or.jp